

他者の評価に対する欲求は徳へと導くのか

——フィリップ・ペティットの「シヴィリティ」論の検討を通じて——

井之口 智 亮

1. 序論

近年のシティズンシップ論の隆盛は、リベラルで民主的な政体の維持と発展のためには、市民が十分な水準の公民的徳性 (civic virtue) を保持・発揮する必要がある、という認識の高まりの現れとして理解されよう。こうした関心から導きだされる一つの重要な問いは、公民的徳性をどのような仕方でも涵養するかである。この徳の涵養という課題について、政府によって統制されるフォーマルな学校教育——殊に義務教育——が重大な役割を果たすという考えが一つ有力であることは、近年のシティズンシップ教育 (citizenship education) ないし公民教育 (civic education) に関する研究の活況を見ても分かることである (Gutmann 1995, 1999; Callan 1997; Macedo 2000)。

現代共和主義¹の代表的理論家として夙に知られるフィリップ・ペティット (Philip Pettit)²もまた、公民的徳性の必要性を強調している。ペティットは、自ら称する通り、市民の能動的な自己統治と参加を重視するネオ・アテネ型の共和主義理論ではなく、法の支配と権力分立の原理に立脚した制度構築を重視するネオ・ローマ型の共和主義理論の主導者として一般に認知されている³。しかしこのことは、彼が市民の徳について一切顧慮していないということを意味するものではない。ペティットもまた、いくら適切に設計された共和主義的諸制度であっても、それらが人々の心の習慣のなかに根ざしてはじめて、生きたものとして十全に機能するであろう、と論じている (Pettit 1999: 241)。そして彼は、市民の間に公民的徳性を涵養する方策について、「シヴィリティ」

(civility)⁴をめぐる議論の中で扱っている。

しかし彼は、フォーマルな学校教育を通して公民的徳性を涵養するという方法にはあまり力点を置いておらず、それどころか、この方法に対して懐疑的な見方をとっているようにも見受けられる。その代わりに、彼が期待を寄せているのは、国家からも親密圏からも独立した領域としての市民社会における「触れることのできない手」(the intangible hand)の役割である。これはすなわち、他者の善い評価 (esteem) すなわち是認 (approbation) を欲し、悪い評価 (disesteem) すなわち否認 (disapprobation) を避けようとする人間の欲求を原動力とするインフォーマルなサンクションのことである。このサンクションの働きによって市民の内に公民的徳性を涵養するというのが、ペティットの提示する戦略である。

本稿では、ペティットのシヴィリティ論を検討し、人々を徳へと導くメカニズムとして彼が着目している「触れることのできない手」について詳論し、その限界ないし危険性を指摘する。ペティットは、自らのアプローチの長所として、動機づけの面で現実主義的な想定にもとづいていることを挙げており、その観点から他者の評価に対する欲求の役割に彼は期待をかけている。しかし、その反面、彼の議論には、「触れることのできない手」が既存の信念・価値への順応主義 (conformism) を助長する危険性について、楽観的にすぎるといふ欠点が見受けられる。こうした限界を克服するためには、より意図的な教育努力として強固な (robust) 内実を伴ったフォーマルなシティズンシップ教育が必要であるということを本稿は主張する。強調しておきたいのは、「触れることのできない手」に対して本稿で展開される批判は、ペティットが自らの共和主義理論の中心的理想として掲げる「支配の不在」(non-domination) とし

ての自由の構想の問い直しにもつながるということである。本稿は、ペティット自身が十分に展開していない「支配の不在」の積極的自由の要素、換言すれば、人格的自律 (personal autonomy) の概念との関連を強調することにしたい。

最後に、本稿の構成を示しておこう。第2節では、ペティットのシヴィリティの構想を概観する。まず、ペティットのいうシヴィリティは、市民社会において一般的に是認されている規範を市民が遵守している状態を指すものであることを示した上で、それが政治的信頼というテーマと関わることを示す。続く第3節では、シヴィリティが促進されるメカニズムとしてペティットが「触れることのできない手」と呼ぶものの働きについて考察する。「触れることのできない手」とは、他者からの評価に対する欲求にもとづき、是認と否認のコミュニケーションのなかで作動するインフォーマルなサンクションのことである。その働きによって、行為主体は規範を遵守する仕方で行うようになり、うまくいけば、徳を発達させるようになる。しかし、第4節では、この「触れることのできない手」が既存の規範に対する順応主義を助長しようという危険性を指摘する。そして、この問題に対処するためには、是認・否認の態度そのものを意識的に問い直すことも射程に入れた批判的思考の能力をはじめとする公民的徳性が必要とされること、そして、そのような徳性の効果的な発達のためには、フォーマルな制度としての学校におけるシティズンシップ教育の役割が不可欠であると主張する。最後に、結論において本稿の議論の総括を行う。

2. ペティットのシヴィリティの構想——概観

2.1 シヴィリティ——市民的規範 (civil norms) の遵守

第1節で述べたように、ペティットは、いくら精巧に設計された共和主義的諸制度といえども、それらが人々の心の習慣に根ざしたものでなければ、生きたものとして十全に機能しないと考えている (Pettit 1999: 241)。そして、共和政体を支える人々の心の習慣について彼は、「シヴィリテ

ィ」という名称の下に議論を展開しようと試みている。しかし、ペティットのシヴィリティに関する議論を仔細に見ると、彼のいうシヴィリティが、厳密に言えば、徳あるいは有徳な性向そのものをもっぱら指しているのではないということが分かる。以下での議論を先取りしてここで述べるならば、ペティットは有徳な外面的行為と有徳な内面的性向とを区別しており、その両方についてシヴィリティという表現の下で一括して論じているのである。このことは次節において明らかとなるが、ひとまず本節では、シヴィリティという語によって有徳な行為と有徳な性向の両方を指示するものとした上で、ペティットの議論を見ていくこととする。

支配の不在としての自由の最大化をはじめとする共和主義的諸目的を達成するために、法は何によって補完されるべきか、という問いに対して、ペティットは、国家権力から独立した領域である市民社会のレベルで影響力を有している規範 (norms) こそがそれである、と述べている (Pettit 1999: 241-2)。そこでまずは、彼が「市民的な諸規範」(civil norms) と呼ぶものの特徴を明らかにすることにしたい。

ペティットによる規範の一般的定義を確認しておこう。彼によれば、ある規範が確立されているといえるのは、以下の3つの条件を充たす場合である (Pettit 1999: 242-45)。^①関係する当事者たちが何らかの行動の規則性を一般的に守っている。^②関係する当事者たちは、一般に、他の当事者が問題となるパターンに沿って行動している場合にはそれを是認し、他方、そのように行動していない場合にはそれを否認する。^③このように一定の行動パターンが一般的に是認または否認されていることが、その行動パターンが遵守される見込みを一層高める。規範にかんする以上の一般的な特徴づけを踏まえた上で、共和主義的諸目的が埋め込まれるべき市民的規範 (civil norms) を定義してみるならば、次のようになろう。すなわち、共和主義的理想の実現に貢献するような行動パターンが、当該の政体の市民一般によって是認され、遵守されているならば、それは市民的な規範として確立されうる。逆に言えば、ペティットのいう広汎なシヴィリティ (widespread civility) とは、このような市民的規範を市民一般が遵守し

ている状態のことである。

シヴィリティの役割とは何か、あるいは、市民が市民的規範を遵守していることによってどのような望ましい効果が見込まれるのか。この問いについてペティットは、以下の3点を挙げている。第一に、法が市民的な諸規範に埋め込まれたものであることによって、市民が法を遵守する際に、強制的権力に対する恐怖とは別の動機づけが担保されることになる。第二に、シヴィリティは、何らかの集合的な利益の分節化、社会運動の組織化を助け、民主的な異議申し立て (contestation) を促進する。そして第三に、シヴィリティは、法的サンクションおよびそれに関連するサンクションを有効に実施する際の一助となる。法の遵守からの逸脱を抑止するためのサンクションが有効に機能するためには、市民が法からの逸脱を否認するというだけでなく、自らの態度を明らかにし、必要であれば、公共的フォーラムにおいて逸脱者を特定し、報告することも必要となる。そのように行為するように市民を導くものがシヴィリティである (Pettit 1999: 246-51)。

2.2 政治的信頼と「永遠の警戒」

これまで共和主義的な法および制度を下支えするシヴィリティの性格および機能について概観してきたが、さらにペティットは、共和主義の伝統のなかに政治的信頼 (political trust) の役割に関する特異な思考法が見出せると指摘し、政治的信頼とシヴィリティとを関連づけようと試みている。ペティットが「政治的信頼」という語で意味しているのは、ごく簡潔に言えば、一般市民と政府および政府当局者との関係において、双方が一定の仕方で行為することを信頼するという関係のことである (Pettit 1998: 296)。しかしながら、この政治的信頼とシヴィリティが一体どのように関連しているのだろうか。そして、政治的信頼がなぜ共和主義的な統治にとって重要であるのだろうか。

ペティットの政治的信頼に関する議論を理解するにあたって鍵となるのは、人格的な信頼 (personal trust) と非人格的な信頼 (impersonal trust) との区別である。人格的な信頼においても、非人格的な信頼においても、信頼される相手が一定の適切な行動をするための理由を自ら持つ

ている、という信頼する主体の方が考えていることが、信頼が成立する際の根拠となっている。両者を分かちつものは、信頼される人が一定の適切な行動をする場合の理由 (と信頼する人が考えるもの) の種類である。人格的な信頼の場合、信頼される人が協働的な性向 (cooperative disposition) を持っており、その性向からなされる行為に対して信頼が寄せられることで動機づけられることになるだろう、と考えるからこそ、信頼が成立する。他方、非人格的な信頼の場合、信頼される人が協働的な性向、つまり、日常的な意味での徳以外の理由から適切な仕方で行為すると見込まれるからこそ、その人を信頼するということになる (Pettit 1998: 297-99)。

一般市民と政府との関係における政治的信頼を考えた場合、政府に対する非人格的な信頼の根拠となるのは、政府の公職者が一定の規則にしたがってその職務を望ましい仕方で行うであろうという市民の側の期待である。より具体的に述べれば、政府の公職者が、権力分立のメカニズムのような立憲主義的制約、あるいは、民主的統制に十分服している場合、市民は政府のことを非人格的に信頼するということになる。要するに、非人格的な信頼の根拠は、適切な制度設計を行うことによって調達されうるものである。

しかし、ペティットは、非人格的信頼のみが形成されればそれで十分であるとは考えていない。というのも、いくら精巧な立憲主義的・民主的制度を構築したとしても、政府の行為主体による自由裁量の余地は残存するからである (Pettit 1998: 301-2)。この可能性があるために、非人格的信頼のみならず人格的信頼が成立するような条件、すなわち、政府の公職者が望ましい行為をするようになる際の制度的制約以外の理由を探求しなければならない、とペティットは考える。そして、ここにおいてシヴィリティの必要というテーマが浮上してくるのである。

しかし、以上のように政府の公職者に対する人格的信頼の重要性を説く一方で、ペティットは、市民は政府に対してつねに不信の態度をとらなくてはならないという考え——「永遠の警戒」 (eternal vigilance)——を共和主義の伝統から見出し、その意義を強調している。政府に対する「永遠の警戒」という考えの要諦は、次の通りで

ある。政府の行為主体が有徳な仕方でも職務を遂行することを確実にさせる最善の方法は、彼らを持続的な抑制と異議申し立てに曝しておき、自らに信頼を寄せていない聴衆に対して自分が信頼に足る者であることを証明しつづけるという試練をくりぬけねばならないと彼らに要求することである (Pettit 1998: 309)。

政府の公職者を人格的に信頼することが必要となるという命法と、政府の公職者に対して不断に警戒の態度を保持しなくてはならないという命法とは、一見すると、矛盾するものであるように思われる。しかし、ペティットによれば、この矛盾は、誰かに対して信頼または不信の感情を抱くことと、誰かに対して信頼または不信を表明することとの区別を設けることによって解消されるものである (Pettit 1998: 310)。この区別を踏まえるならば、政府に対して「永遠の警戒」という態度をとるという場合、それは外面的な行為として不信を表明するという表現的な (expressive) 意味での不信である。

例えば、市民は現時点での政府当局者の行為について内心満足しており、それゆえ、彼らに対して人格的な信頼を抱いているということもありうる。だが、その場合でも、人間が腐敗・墮落する可能性をつねに念頭に置くべきだと考える共和主義者は、そのような一般市民の満足感に甘んじることなく、表現的な意味での不信、つまり、外面的行為としての不信の態度を政府に対して向けつづけねばならないとペティットは主張するのである。

これまでは、ペティットによるシヴィリティの構想、そして、共和主義的なシティズンシップのあり方に関連する論点として、政治的信頼という観念を検討してきた。だが、本稿における主要な問いについては解明されていない。政府が十全に機能するためには、政府の公職者、そして市民一般の間に相当程度のシヴィリティが必要とされるとペティットが考えていることは、これまで論じてきた通りであるが、それでは、ペティットのいうシヴィリティはいかにして促進されるのであろうか。これが次節で取り組む問題である。

3. 悪徳によって徳を促進する——「触れることのできない手」のメカニズム

3.1 他者の評価に対する欲求と「触れることのできない手」

シヴィリティがいかにして促進されるのかという問いに対する解答のひとつとして、ペティットは、異議申し立てのデモクラシーが可能となるような制度的条件を整備し、それによって、法が市民生活に対して恣意的な支配ではなく正統な干渉を行うものとして認知されるようにするという方策を挙げている (Pettit 1999: 252-3)。これはいわば、市民社会という領域で是認されている市民的規範のネットワークの中に法が根ざしている、あるいは、法が市民的規範と合致していることをフォーマルな形で証明することによって、シヴィリティをさらに促進するという方法である。

しかしながら、ペティットは、これとは別に、シヴィリティを促進する上で、彼が「触れることのできない手」と呼ぶものはたらきを活用することを提案している。以下ではまず、この「触れることのできない手」というメカニズムに関するペティットの議論を詳細に検討する。

ペティットのいう「触れることのできない手」とは、端的に言えば、行為主体が他者との関係において自らの行為に対して受けることになる是認と否認のサンクションのことである (Pettit 1999: 225)。ここで是認ならびに否認と呼ばれているものは、ある行為主体が他の行為主体の性向や行為を評価したり評価しなかったりする態度のことを指している。そして、人間という行為主体は、他者からの善い評価を求め、悪い評価を避けようとする欲求を持っているということが前提とされる⁵。「触れることのできない手」というメカニズムは、この他者の評価に対する欲求が原動力となって作動するものである⁶。

他者に対する評価とはひとつの態度であるということについて、もう少し説明を加えておこう。ペティットは、評価の特徴として、以下の3点を挙げている。第一に、評価は価値判断的な (evaluative) 態度である。つまり、他者を評価することは、何らかの点で他者を格付けすること

を必然的にとまなうのであり、その意味で愛着や憎悪とは異なる (Pettit and Brennan 2004: 16-8)。第二に、評価は比較相対的な (comparative) 態度である。評価の強度は、評価される行為主体の絶対的な格付けだけではなく、当該の参照集団に属する他者との関係におけるその行為主体のパフォーマンスにも左右されるものである (Pettit and Brennan 2004: 18-21)。

そして第三に、評価は行為指令的な (directive) 態度である。このことは、評価の対象となる領域は、人々が責任を負うことのできると私たちが考えるような行為や性向に制限されるということの意味する。ここで注意すべきは、行為主体が責任を負うことのできる事柄が評価の対象となるという点で、評価は徳の問題と関連していることである。つまり、行為主体がある程度は自己統制することのでき、かつ、一般に善い評価を受ける行為、性向がそれぞれ、有徳な行為、有徳な性向とされるのである (Pettit and Brennan 2004: 21-2)。

次に、なぜ人が他者の善い評価を欲するのかについて説明しよう。ひとつは、他者によって肯定的に評価されればされるほど、他者との相互行為が円滑に進むという見込みが高まるだろう、というプラグマティックな理由である。もうひとつには、他者の評価は、自己評価 (self-esteem) の基盤を提供してくれるということが挙げられる。他者の善い評価を享受することは、自分自身のことを善く思い、自己評価の程度を高めるための基盤を提供してくれる。つまり、他者の評価は、自己評価の証拠として機能するということである (Pettit and Brennan 2004: 26-7)⁷。

また、評価に対する欲求が物質的な財に対する欲求とは区別されるという点も、留意すべき重要な点である。評価を伝達する媒介となる財・サービスは、いわゆる消費財に還元することができない (Pettit and Brennan 2004: 30-1)。もちろん、評価に対する欲求が消費財に関連するということは否定しえない。例えば、物質的な利益を確保するために、他者の評価を求める欲求を抑制するという事は珍しくないだろうし、また、他者の善い評価を得るための手段として、何らかの消費財に対する欲求に動かされることもあるだろう (Pettit and Brennan 2004: 66)。だが、これらの例はいずれも、評価に対する欲求が消費財に対す

る欲求に還元可能であることを示すものではなく、むしろ、両者を区別して分析することの必要性を明らかにしているものと理解されよう。

他者の行為ならびに性向に対する態度の形成、そして、他者の善い評価を欲し、悪い評価を避けようとする欲求、これら二つの要因にもとづいて、「触れることのできない手」は、行為主体に対するサンクションのメカニズムとして作動することになる、とベティットは考えている。さらに彼は、市場経済における「見えざる手」(the invisible hand) および強制的な政治権力の「鉄の手」(the iron hand) という二つのサンクションの方式と比較することによって、「触れることのできない手」の特徴を際立たせようと試みている。

まず、ベティットは、「触れることのできない手」というメカニズムの特質として、自由市場における財とサービスの交換による「見えざる手」と同じく、各行為主体が意図せざる形で他者に報償を与えたり、懲罰を加えたりすることを必然的にとまなうということを描いている。自由な市場経済においては、競争価格よりも高い価格で財・サービスを提供しようとする生産者は、消費者の愛顧を失うという形で懲罰を被ることになる。だが、この懲罰は、各々の消費者が問題となる特定の生産者に対して意図して与えるものであるとは必ずしもいえない。市民的規範から逸脱する行為主体が、それによって他者の不評を買うという「懲罰」を受けるのも、これと同様の意味において意図的なものではない (Pettit 1999: 225)。こうした意味において、「触れることのできない手」は、強制的な政治権力が行為主体に対して意図的な形で課す、厳格な精査と管理という「鉄の手」のサンクションとは対置される。

しかし他方で、意図的ではない仕方で行為主体にサンクションを課すという点では共通するものの、「触れることのできない手」のメカニズムは、サンクションの性質の点では「見えざる手」とは異なる。「見えざる手」の場合、行為主体に対して課されるサンクションは物質的な財・サービスという形態をとるが、「触れることのできない手」の場合は、当該の行為主体の行為または性向に対して形成する態度、つまり、是認または否認の態度という形でサンクションは現われるからである (Pettit and Brennan 2004: 246)。こうした

意味において、評価をベースとするサンクションのメカニズムは、自由市場における「見えざる手」に比して、「触れることのできない」ものとして記述される。

以上のように、「鉄の手」および「見えざる手」との比較において「触れることのできない手」を特徴づけた上で、ペティットは、それが市民社会における個人的・集合的な活動を規制する第三の方法となりうると主張している。ペティットによれば、従来、有効な社会統制の手段に関する思考は、強権的政府による厳格な介入と監視という「鉄の手」か、そうでなければ、自由な市場経済の「見えざる手」か、という二分法に陥りがちであった。しかし、これら二つの統制方式はいずれも、市民社会の行為主体に対して苛酷な規律訓練の効果を及ぼし、市民社会の自律的な結社・組織の活動を阻害してしまうという欠陥を抱えている (Pettit 1999: 255-6, Pettit and Brennan 2004: 255-7)。これらに較べて、「触れることのできない手」は、人々がもつ評価に対する欲求に訴えかけることで行使される「穏和ではあるが持続的な圧力」を各行為主体に対して及ぼすものである (Pettit 1999: 225)。この特長をもってペティットは、社会統制の第三の方式として「触れることのできない手」の意義を強調している。

これまで、是認・否認の評価という態度、ならびに、他者の評価に対する欲求という要因にもとづいた「触れることのできない手」というサンクションのメカニズムについて、ペティットの議論を整理してきた。他者の評価（に対する欲求）とシヴィリティとの関連は、評価が行為指令的な態度であるということによってもすでに示唆されているが、今度は、評価に対する欲求がペティットのいうシヴィリティ——市民的規範の遵守の促進にいかにか寄与するのかについて、より詳細に論じることにして。

3.2 他者の評価に対する欲求は「救いとなる悪徳」である

いかにして「触れることのできない手」がシヴィリティの促進に寄与するのかという本題に入るための準備として、他者の評価に対する欲求に着目し、それを活用しようとする方針に対して提起される一つの疑問をまずは取り上げることにし

たい。他者の評価に対する欲求がシヴィリティを促進する上で助けとなりうることを立証しようとするペティットの試みに対しては、他者の評価を追い求めるということ自体がそもそも有徳なものではないのではないか、という疑念が呈されるかもしれない。この疑念は、名誉欲に駆られて他者の評価を得ようとする人物は、あまり褒められたものではなく、かえって他者の不興を被ることが多いだろうという経験的な直観からも、もっともなものであるように思われる。

ペティット自身も、こうした疑問が出るであろうことを見越して、それを「目的論的パラドックス」(the teleological paradox) の問題として定式化し、検討を加えている。「目的論的パラドックス」の要点は、次の通りである。評価は、先に述べたように、各行為主体が自らの統制の及ぶ諸要因によって決定されるやり方で欲し、獲得するような財であるかもしれない。だが、このことは、自らが享受する評価を増大させるつもりでそれらの要因を統制しようとするのは合理的であるということの意味しない。評価を能動的に追求することは、他者の悪い評価を招き、かえって自滅的ないし非生産的となるであろう (Pettit and Brennan 2004: 35)。

それでは、ペティットはこのパラドックスをいかにして解決しようとしているのであろうか。ペティットが提示する解決策を理解する上で重要となるのは、①外面的な行為と内面的な性向との区別、②欲求による行動の仮想的な統制 (virtual control) という観念である。

ペティットは、外面的な行為と内面的な性向との区別が導入されることによって、「目的論的パラドックス」の危険性はある程度軽減されると考えている。たしかに、私たち人間は一般に、善い性向と行為を是認し、悪い性向と行為を否認するものである。しかしながら、たとえ有徳ではない動機から行為していると推定される場合であっても、それが外面的な行為として有徳なものとして認められるのであれば、悪く行為するよりもそれを私たちは好むだろう。つまりは、内面的な性向の点で有徳であるという理由からではなく、少なくとも外面的に有徳な仕方で行動しているという理由から、他者に一定の評価を与えるということもありうる (Pettit and Brennan 2004: 38)。

さらにもう一つ、他者の評価に対する欲求が、どのように当該の行為主体の行為を規定しているのかについても、注意すべきである。ペティットの見るところ、他者の評価に対する欲求が、ある特定の行為に対して因果関係の上で直接的な原因として作用しているのであれば、言い換えると、他者の善い評価を得たいという欲求そのものを動機として行為するのならば、その結果として「目的論的パラドックス」に陥ることは必定であろう。しかし、他者の評価に対する欲求は、行為の因果的原因であるという意味で行為に対して能動的な統制 (active control) を及ぼすとはかぎらず、いわば仮想的な仕方で行為に対して統制を及ぼすということも考えられる。評価に対する欲求が特定の行為に対して仮想的な統制を及ぼしているという場合、当該の行為に対して目下のところは異議申し立てがないことを保証し、かつ、行為主体に事後的な快を与えて後悔や再考の余地を縮減することにより、その行為を強化する。この際、行為の直接的な動機は評価に対する欲求とは別のもの——何らかの有徳な性向でもありうるし、単なる惰性ということもありうる——であり、評価に対する欲求は、事前の行為の計画策定においては何の役割も果たしていないため、当該の行為に対しては能動的ではなく仮想的な統制力を及ぼしているといえる (Pettit and Brennan 2004: 41-2)。要するに、他者の評価に対する欲求は、一定の行動パターンから逸脱しそうな場合に、事後的に作用して、そのパターンを維持させるような待機的な要因としても作用しうるものである⁸。

これら2点は、シヴィリティがいかに促進されるべきかに関するペティットの見解を理解する上で、手がかりとなる。ペティットが、公民的徳性の問題を、共和主義的な諸理想を支持する市民的な諸規範の問題として定式化していることは、すでに前節で確認した。だが彼の議論の特徴は、そのような規範が支持している理想または価値を直接的に内面化するという戦略を過大に重視していないところにある。

行為主体がある規範を内面化しているという場合、その規範を遵守するということが、問題となっている理想・価値に対する個人的な愛着や確信から遵守していることであると理解される。そし

て、そのような行為主体は有徳な行為主体であると見なされるのが、徳についての伝統的な見方である。

しかし、規範を遵守する有徳な行動は、規範の内面化とは別のものによっても支持されることも多いだろう、とペティットは指摘する。それはすなわち、他者の是認を求め、否認を避けたいという欲求である。仮にもしある個人が社会一般で受容されている規範に従って行為しないならば、自分の行為を観察し理解する他者が是認を撤回し、否認を表明することによって、罰せられるだろう。たとえ価値に対する愛着・確信という意味での徳が十全に作動しないとしても、他者の評価に対する欲求のはたらきによって、行為主体は規範から逸脱する形で行為することはないだろう (Pettit 1999: 254, Pettit 2008: 142)。

ペティットが、行為主体が規範を遵守する際の動機づけについて、他者の評価に対する欲求の積極的な役割を強調していることは、「徳について誤解されている規範」 (virtue-mistaken norms) の意義を彼が説いていることにもうかがえる。ペティットのいう「徳について誤解されている規範」とは、次のようなものである。ある価値を支持する規範を皆が遵守しているという知識を、関係する行為主体が共有している。しかし、問題となる価値を内面化しているからこそ他の行為主体は規範を遵守しているのだと、すべての関係する行為主体が誤解している (Pettit 2008: 143-4)。この「徳について誤解された規範」は、なるほど他者の行為の動機づけにかんするひとつの誤認にもとづいているといえる。しかし、それにもかかわらず、ペティットが「徳について誤解された規範」の意義を強調することのねらいは、シヴィリティが、内面化された理念や価値、すなわち、有徳な性向という観点からのみ把握できるものではないということにある。たとえある行為の動機づけとして、最初は、何らかの理念や価値を内面化したことにより生じる徳が十分にはたらかないとしても、他者の評価に対する欲求の作用によって、少なくとも外面的な行為においては有徳であるということはある。その可能性を活用することが、シヴィリティを促進する方途を考える上で、現実的であり魅力的であるというのがペティットの見解である。

だが、このように言うからといって、規範の内面化によって生じる徳を保持することの重要性をベティットが軽視しているわけではないということには注意すべきである。結局のところ、徳を保持し、それを動機づけとして行為することは、他者の是認をもっとも確実に集めることができるやり方であろう。他方で、評価に対する欲求は、それ自体としては徳ではなく、むしろ一種の悪徳であることも否定はできない。さらに、評価に対する欲求の作用によって、有徳に行為するようになるとしても、それは真に徳を保持している人の行為を模倣しているにすぎず、その意味において、一種の偽善であるといえよう。

しかし、たとえ評価に対する欲求がそれ自体としては一種の悪徳であることを認めるとしても、それは「救いとなる悪徳」(a saving vice)、つまり、有益な類の悪徳である。この欲求は、有徳な行為主体の行動パターンを模倣し、維持しつづけるように仕向けるという限りの作用しかもたないかもしれない。だが、ベティットは、有徳な行動パターンの反復による習慣化(habituation)の働きがあれば、徳そのものが生成される可能性があるとし唆している(Pettit 2008: 153-4)。こうした習慣化が作用する可能性を考慮に入れるならば、評価に対する欲求は徳の発達にとって有用なものであり、その欲求を原動力とする「触れることのできない手」のメカニズムに期待することにも理があるといえるだろう、とベティットは考える。他者の評価に対する欲求に導かれることで、まずは有徳な行為パターンに従うようになり、それを反復する内に有徳な性向を保持することも可能となる、というのがベティットの描く筋書きである。

「触れることのできない手」のメカニズムを活用して市民一般の間にシヴィリティを促進するというベティットの戦略は、公共生活に何かしらの指針を提供することを目指す政治理論は、人間の動機づけに関する現実主義的な想定に立脚したものであるべきだ、という彼のスタンスに基づいている。人間はみな信頼できるほどに有徳であり、または、公共精神に富んでいるという想定に依拠しつつ制度設計を行うならば、市民の間に徳が不足しているという事態に直面した場合にうまく機能しなくなってしまう。そうであるからこそ、人

間の腐敗・墮落の可能性を考慮に入れた上で、市民の間に広汎な徳が存在するという仮定に依拠せずとも、市民の公共生活を導いていけるような見込みを有することが、政治理論が提示する公共的理想には求められる(Martí and Pettit 2010: 144-45)。それ自体としては一種の悪徳ではあるが、にもかかわらず有徳な行動、ひいては有徳な性向への媒介となりうる評価に対する欲求の役割に着目することの意義は、人間の動機づけに関する以上のような観点から見出される、とベティットは主張するのである。

4. 「触れることのできない手」の限界を超えるために——シティズンシップ教育の擁護

4.1 順応主義の問題

前節では、他者の評価に対する欲求、ならびに、その欲求を原動力とする「触れることのできない手」のメカニズムの積極的意義を示そうとするベティットの議論を見てきた。しかし、前節で示したような幸福なシナリオ、すなわち、「触れることのできない手」のメカニズムによって、人々が市民的な規範を少なくとも外面的には遵守するようになり、やがては、その規範を内面化することになるというシナリオが共和政体の維持と発展に寄与する形で実現可能なか否かについては、疑問の声も出ることであろう。本節では、そもそも他者の評価に対する欲求の作用は、既存の理念や価値に対する順応主義的傾向を助長することになるのではないか、という問題を取り上げることにはしたい。というのも、この論点を追究することは、ベティットの共和主義理論の中核に据えられている「支配の不在」としての自由の構想を問い直すことにつながり、その意味で根本的な重要性を有していると考えるからである。そして、その問い直しを行う中で、最後に、フォーマルなシティズンシップ教育の意義を明示することが本節の目的である。

他者の評価に対する欲求にもとづいた「触れることのできない手」のメカニズムは、悪い方向にもはたらくことがありうるという批判は、割合容易に提起されるものであろう。第2節でベティッ

トによる規範の定義を確認したが、それによるならば、ペティットのいう「規範」とは、端的に言えば、コンヴェンション (conventions) のことである。だが、そうであるとする、たとえ規範が正義に適合していないもの、あるいは、偏見にもとづくものであった場合であっても、「触れることのできない手」はその規範自体の不正やバイアスをただすように行為主体を促すことはできず、それどころかむしろ、それらを固定・強化するよう作用するという点も十分考えられる。

上記の偏向した規範の自己強化的性格は、ペティットのいう集団中心的なシヴィリティ (group-centered civility) を考察する際に危険性を孕んだものとして顕在化する。すでに第2節で確認した通り、市民的規範としてのシヴィリティは、ある社会集団が自己を組織し、自分たちの共通利益を擁護する政治的行為へと動員する助けとなるとペティットは考えており、こうした機能を担うシヴィリティを集団中心的なシヴィリティと称している。問題は、社会集団レベルでのシヴィリティが、社会全体レベルでのシヴィリティと両立するかどうかということである。この点について、コスタ (Victoria Costa) は、これら二つのレベルのシヴィリティの両立可能性について楽観視しておらず、加えて、「触れることのできない手」のサンクションが悪しき党派主義を助長する可能性に警戒を促している (Costa 2009: 409-11)。そして、実のところペティット自身もまた、こうした危険性を認識している。彼によれば、ある信念や価値を奉じる政治的運動を組織化する際には、その信念・価値の内容がどのようなものであれ、運動の成員に対しては、当該の信念・価値に従い、そのことを証し立てるよう圧力がかかるものである。そして、その圧力が運動の成員を深刻なほど縛り付けるくらいにまで達したら、評価のエコノミーは順応主義を支持する傾向をもつだろう (Pettit and Brennan 2004: 306)⁹。

4.2 共和主義的自由の再検討

否認と是認のエコノミー内部での「触れることのできない手」の働きが、むしろ、既成の理念や価値に対する順応主義を助長する方向に作用するという可能性を、ペティットもまた問題視している。だが彼は、この危険性は少なくとも緩和する

ことができると考えている。ペティットが提示する解決策はすなわち、彼の共和主義理論において最上位の理想として位置づけられている支配の不在としての共和主義的自由である。すなわち、共和主義的自由が保障されているならば、各行為主体が自らの意見や選好を覆い隠す必要性は縮減されるであろう、というものである (cf. Pettit 1994)。そして、共和主義的自由を保障するという点で、「触れることのできない手」に関する議論において彼が目指しているのは、態度を表明することにもなうコストを軽減するという点である。

他者に対する評価とは、是認または否認の態度のことであるとこれまで述べてきた。しかしここで、是認または否認の態度を抱くことと、是認または否認の態度を表明することを区別することが決め手となる。ペティットは、両者の間には次のような違いがあることを述べている。すなわち、態度を表明することは随意的 (voluntary) なものであり、行為主体の意図的な努力が必要とされる。その意味において、態度の表明には、一定のコストがかかる。これに対して、是認または否認の態度を形成し、抱くことは、随意的または意図的なものではなく、不随意的な (involuntary) 反応である (cf. Pettit 2001: 12-4)。よって、是認ないし否認の態度を単に形成・保持することにはコストがかからないと理解することができる (Pettit 1999: 229)。共和主義的な言論の自由が保障されるならば、態度の表明にもなうコストは軽減され、それによって、行為主体が抱いている態度と表明する態度との間にあるズレが小さくなるであろう。

これに関連して、市民が獲得することのできる支配の不在としての自由と、自信 (confidence) という態度とを共和主義者が関連づけてきたとペティットが指摘していることに注意を払うべきである。他者の恣意的干渉を受ける可能性に曝されていない自由な市民は、ほとんど恐怖や畏敬を覚えることなく他者の目を見ることができ、自信を持つことができる地位に等しい (Pettit 1998: 304-6)。つまり、自らの態度を覆い隠すことなく、率直に表明することができるということは、共和主義的な意味で自由であることの一側面であると言えよう。

こうした意味での率直さ (forthrightness) はたしかに、共和政体における市民のエートスとして、「触れることのできない手」が順応主義を助長する傾向に一定程度歯止めをかけるであろう。だが、それではまだ十分ではない。評価は行為指令的な態度であるというペティットの規定を踏まえるならば、各行為主体は、「触れることのできない手」というサンクションの作用により、支配をとまわらない社会的関係のなかで、他者の是認・否認の態度に応答する形で、自らの行為および性向について自己反省を行い、適切であれば修正を行うと考えられる。ところが、ペティットにおいては、自己が形成する態度は不随意的な反応として記述されており、その態度そのものを自ら批判的精査にかけるという契機の重要性が軽視されていると考えられる。だが、これまで論じてきた順応主義の危険性に対処しようとするのであれば、各行為主体に、他者のパフォーマンスに対する評価の態度それ自体を意識的に問い直していくこともまた要請されるであろう。

しかし、ペティットは、この種の自己反省の実践を各行為主体に対して求めていくことは、主体にとって過度の、もしくは、不当な負担を課すことになりかねないと危惧する。ペティットは、支配の不在としての自由は人格内的な要因（個人の心理的性向や合理的な推論能力）と人格間的な要因の双方からなるものとして定式化しているが、前者の要因を改善しようとする国家の政策に対しては懐疑的である。というのも、国家によるそのような試みは個人の内面を侵犯するものであり危険である、とバーリン (Isiah Berlin) に倣い彼は考えるからである (Pettit 2001: 127)。そして、こうした懸念は、フォーマルな学校教育システムを通して公民的徳性を涵養するという方針に対してペティットが懐疑的な姿勢をとる理由となっている。彼は、学校教育によって公民的徳性を涵養しようとする試みは、人々に「退屈や疎外をもたらす一種のプロパガンダに容易に墮してしまう」と断言しているのである (Pettit 1999: 253)。

しかしながら、ペティットの支配の不在としての自由の構想に対しては、バーリンが指摘する積極的自由の危険性を重大に受け止めるあまりに、消極的自由の構想の方に傾きすぎているという批判が加えられることも少なくない。ここで、メイ

ノール (John Maynor) のペティット批判に着目することにしたい。メイノールは、ペティットの理論にもとづき、支配の不在としての自由は、①国制的な形態の権力 (the constitutional form of power) と②相互的な形態の権力 (the reciprocal form of power) という二つの異なる権力から構成されると整理している。国制的な形態の権力とは、要するに、適切に設計された立憲主義および異議申し立てのデモクラシーの制度構造が機能することによって生じる権力のことである。他方、相互的な形態の権力とは、行為主体が諸々の形態の支配から自分自身を防御することの実現によって生成されるものであり、つまりは、各市民が公民的徳性を発揮することによって生じる権力である (Maynor 2003: 41-43)。

メイノールの批判の照準は、ペティットがこの相互的な形態の権力の価値を軽視し、公民的徳性について強固な (robust) 説明を与えていないという点に合わせられている。そして、こうしたペティットの欠点は、支配の不在としての自由の構想には積極的自由の要素、つまり、自己統御 (self-mastery) の要素を一定程度含んでいるという自らの観念を十分に展開できていないということに由来する、とメイノールは主張する (Maynor 2003: 43)。

それでは、支配の不在としての自由にはどの程度積極的自由の要素が含まれているとメイノールは考えているのだろうか。この問いに関する彼の見解を理解する際にポイントとなるのは、共和主義的自由の構想における恣意性 (arbitrariness) の不在という条件である。ペティットによる定式化に従えば、支配が生じるのは、ある行為主体の活動や選択が他の行為主体の恣意的な干渉の可能性に曝されている場合である。そして、干渉の恣意性の有無は、その干渉を被る個人の利益や考えを、干渉する主体が事前に考慮するように強制されているかどうかによって決まる (Pettit 1999: 55)。メイノールが共和主義的自由の構想と積極的自由の構想との結びつきを見出すのは、この恣意性の不在という要件である。彼は次のように論じている。

共和主義的自由の本質が、各行為主体が支配を被る立場に置かれなければならないためには、彼らの利

益が考慮され探知 (track) されなくてはならないということの実現であるとすれば、その逆もまた真でなくてはならないということになる。他者を支配することなく行為できる前に、諸個人は、他の諸個人の利益を考慮し、探知しなくてはならない。この目的のために、支配の不在の相互的権力が要請する必要なシヴィリティと相互尊重をもって他者を処遇することで、諸個人は自らの行為が他者にどのように影響を及ぼすのか、また、その逆はどうなるのかを考慮しなくてはならない。このような仕方では、共和主義内部の相互的〔形態の権力の〕諸要素は、積極的な様式で自由を捉える理論家たちが是認するような仕方による、諸個人の自己に対する統御 (mastery) に寄与する。(Maynor 2003: 53)。

とはいえ、メイノールは、積極的自由の観念の内に支配の不在としての自由を回収しようとしているわけではないことにも注意すべきである。たしかに、行為主体がいくつかの公民的徳性を発達させ、支配の不在の相互的な権力を十分に実現するようになるならば、彼らの生はより深みと豊かさを持つようになるだろう、と彼は論じている (Maynor 2003: 58)。このことは、必要とされるタイプの公民的徳性が、自らの生において追求すべき目的が他者に対する支配を伴わないものとなるように諸個人に一定の制約を課すということの意味する。しかし、そうであるからといって、支配の不在という観念は、人間性の開花 (human flourishing) に関して単一のモデルを要請することはないし、また、公民的人文主義 (civic humanism) のように民主的自己統治への参加が善き生の究極目的であると示唆することもない (Ibid.)。支配の不在を中核的理想とする共和主義が推奨するシティズンシップは、「諸個人が明瞭かつ正確に自分の関心と要求を発言し、それによって、国家と他者が彼らの利益に留意し、適切に応答できるようになるために、共通のディスコースを提供する手助けをする」ものであるが (Maynor 2003: 85)、それは個人の人格的自律の必要条件ではあるものの十分条件とはなりえないものである。

4.3 フォーマルなシティズンシップ教育の必要性

以上のような支配の不在の解釈に立脚しつつ、メイノールは、民主的な異議申し立ての諸制度、社会的規範と並んで共和主義のプロジェクトを支える柱の一つとして、強固な形態のシティズンシップ教育を位置づけている。共和主義的な公民教育の構想を提示するにあたって彼は、リベラルなシティズンシップ教育のアプローチを検討しているが (Maynor 2003: 175-80)、そこで彼が取り上げているのは、ガットマン (Amy Gutmann) とカラン (Eamonn Callan) のシティズンシップ教育論である。メイノールがこの二人の理論家に着目しているということは、単に両者が現代のシティズンシップ教育論における代表的理論家という理由からだけでなく、以下の2点からも重要であると思われる。第一に、ガットマンもカランも、自分とは異なる多様な包括的教説ないし善の構想に積極的に関与していくことを通して、未来の市民である子どもたちが自律性を発達させることを、公民的徳性の涵養のプロジェクトにおける根本的課題として設定していることである (Gutmann 1995: 557, Callan 1997: 227-8)。そして第二に、この課題を遂行するためには、家庭や他の下位共同体から一定の距離をとりつつ真に多様性にかかれた学習環境を子どもたちに提供しようとする制度化された努力として、国家によって統制される学校教育が必要とされると両者ともに考えている。

第一の点について、メイノール自身は自らの共和主義的なシティズンシップ教育の構想をガットマンおよびカランのリベラルなシティズンシップ教育の構想に代わるオルタナティブとして提示しようとしているが、ここではむしろ両者の間に看取される収斂点を強調しておきたい。まず、メイノールが意図しているのは、個人の自律性の発達をめざすガットマンおよびカランが提示する公民的徳性のリストに、支配の不在としての自由という観点から支持を与えようとしていることであって、両者が擁護しようとしている徳目そのもの——カランにおいては道理性 (reasonableness)、ガットマンにおいては相互尊重 (mutual respect)——が自らの理論と相容れないということを彼は言おうとしているのではない。他方で、「リベラル」と称されるガットマンおよびカランのいずれ

も、人格的自律という観念を持ち出してはいるものの、実は、自らのシティズンシップ教育の構想において支配の縮減をその目的として設定していると見ることができる。ガットマンは、自身の教育の構想における基本原理として非抑圧 (nonrepression) を掲げているが、「非抑圧の原理は、様々な生き方についての合理的討議ないし考察を制限するために教育を用いることを禁じるという点においてのみ、干渉からの不在を確保する」と述べている (Gutmann 1993: 4)。そしてカランは、より明示的に恣意的支配の縮減という目標に訴えることで、個人の自律性を基盤とする公民的徳性の涵養の試みを正当化しようとしている。カラン曰く、「人格的自律はなおも、公民的協和 (civic concord) についての野心的な理想からではなく、あまり権力を持たない人々が不当な扱いを受けやすくなるという可能性を不平等な権力関係がつねに生み出してしまうことへの思慮にかなった恐怖から生じる公民的徳性を有している」(Callan 2004: 77)¹⁰。

第二の点、すなわち、政治的共同体内部の多様なパースペクティブに積極的に関与するという学習の過程について、それでもなおペティットは、フォーマルな学校教育がその場を提供するという考えにそれほど積極的な姿勢を示していないかもしれない。むしろ彼は、現代のデモクラシー社会の多元的状况そのものが徳の発達に寄与するであろうという期待をかけているように見受けられる。多元的な現代社会において、市民は様々な結社あるいは部分社会に参加することが可能であるし、現にそうしている。そして、各部分社会の内部においてはそれぞれ異なる規範が是認され、遵守されていると考えられる。だが、ある行為主体が、相異なる部分社会の活動に参加する中で、その都度仲間の成員の歓心に期待に従って行為しようとすることは、一貫性のない態度表明、いわば八方美人的な態度をとることにつながり、畢竟、他者の不評を被るかもしれない、とペティットは示唆している (Pettit and Brennan 2004: 307)。要するに、各行為主体は多元的社会において生きる中で、集団中心的なシヴィリティについて自然と自己反省するようになるだろう、という見通しをペティットは持っているのであろう。

だが、社会的分断を越えた自発的な相互行為が

各行為主体の自己反省の契機を提供するという可能性について、ここでもやはりペティットは楽観的にすぎると考えられる。市民社会の様々な結社の内部で通用している集団中心的なシヴィリティから一旦距離を置き、それを批判的に吟味・検討する訓練の場は、よりフォーマルな形で設定されるべきである。シティズンシップ教育をめぐる論議において中心的論点となっている「共通学校教育」(common schooling) の理念は、まさしくこうした認識から重視されるものである。もちろん、公教育を通して公民的徳性を涵養するという実践が、過去において単なる文化的同化へと墮することも少なからずあったことは確かであり (この事実は、フォーマルな形態でのシティズンシップ教育に対するペティットの疑念の源泉であるといえる)、また、家庭および下位共同体による多元主義的な要求の挑戦を受けており、多くの困難に直面することも必至である¹¹。しかし、フォーマルな学校教育の大きな利点としては、その政策と実践が、公共的な監査と統制に服するということが挙げられるだろう。この点では、共和主義的諸制度の設計に関するペティットの思索は、学校教育政策に関する議論において傾聴に値するものであるかもしれない。だが、このことは、より意識的な教育努力としてのシティズンシップ教育の意義を否定するものとはならないはずである。

いかにしてシヴィリティを促進するかという問題に関するペティットの「触れることのできない手」の議論は、公民的徳性が涵養される場として市民社会の自発的結社の役割に期待をかける市民社会論に、さらなる理論的基盤を与えようとする試みとして理解されよう。しかしながら、順応主義の問題を突きつめて考えるならば、その試みには限界があると言わざるをえない。集団中心的なシヴィリティの偏倚性に対抗しようとするならば、まずは、是認・否認の態度そのものを意識的に問い直すことも射程に入れた批判的思考の能力をはじめとする公民的徳性が必要とされるだろう。そして、そのような徳性の効果的な発達のためには、フォーマルな制度としての学校におけるシティズンシップ教育の役割が重要となってくるだろう。

5. 結論

本稿では、公民的徳性がどのように涵養されるかという問題関心の下、ペティットのシヴィリティ論を検討してきた。そして、公民的徳性の発達を促すインフォーマルなサンクションである「触れることのできない手」に関するペティットの議論の限界を指摘した上で、フォーマルな学校教育を通して強固な公民的徳性を涵養していくことの意義を明らかにした。

最後に、誤解を招かないために強調しておきたいのは、公民的徳性の涵養という役割において「触れることのできない手」はまったく有用ではないと本稿は主張しているわけではないということである。同様に、フォーマルな学校教育のみで市民のシティズンシップ教育の過程が網羅されうるという極論を提示することを本稿は意図していない。キムリッカ (Will Kymlicka) は、「唯一の『市民的徳性の苗床』として依拠しうるような単一の制度があるわけではなく、市民は重なり合う一連の諸制度から重なり合う一連の徳を学習するということは明らかであるように思われる」と述べているが (キムリッカ 2005: 451)、このキムリッカの見解に対して根本的な異論はない。結局のところ、市民社会の自発的結社と学校教育は、市民の徳を発達させるという任務において、いわば相補的に機能することが望ましいと言えるだろう。

しかしながら、こうした相乗効果を得るためには、ペティットが軽視しているフォーマルな教育制度におけるシティズンシップ教育の実践によって、「触れることのできない手」の欠点を補完すべきであるということ、本稿は主張してきた。この条件が付与されることによって始めて、他者の評価に対する欲求は人々を徳へと導くのかという表題の問いに対して、「イエス」と答えられるようになるだろう。

[注]

1 政治思想史および現代政治理論の分野における共和主義研究の動向については、Honohan (2002), Laborde and

Maynor (2008), 田中・山脇 (2006), 松原・佐伯 (2007) などを参照。

2 ペティットの共和主義理論、とりわけ、「支配の不在」(non-domination)としての自由の構想に関する研究は活発であり、邦語でも、山岡 (2003), 小田川 (2005), 谷澤 (2012) などがある。

3 ペティット自身、ネオ・アテネ型の共和主義とネオ・ローマ型の共和主義という区分を踏まえた上で、自らの理論が後者の系譜に立つと明言している (Pettit 1999: 285ff.)。

4 現代政治理論の分野における「シヴィリティ civility」概念をめぐる議論については、平井 (2004) を参照。平井は、近年の討議デモクラシー論の動向を踏まえ、正義に関する対話に参与する市民の姿勢や能力を主題とする「語りの正義」をめぐる論争という構図の下、ロールズ (John Rawls), キングウェル (Mark Kingwell), エストランド (David Estlund) らのシヴィリティ論を巧みに整理・検討している。ただし、平井は、ペティットのシヴィリティに関する見解を扱っていない。その理由はおそらく、本稿の議論からも明らかとなるように、ペティットが自らのシヴィリティ論において、具体的にどのような徳性が市民に必要とされるかについて明示的に語っていないからであろう。

5 ペティット自身指摘しているが、評価ないし名誉を求める欲求という動機に着目する思想的伝統は古く、古典古代に端を発するものであり、17世紀・18世紀の西欧の政治・社会理論家において広く共有されていたものである。これらの理論家の内、「触れることのできない手」というアイデアについて最も負うところが大きいのはアダム・スミス (Adam Smith) であるとペティットは考えている (Pettit 1999: 225-27, Pettit and Brennan 2004: 23-24)。

6 「評価」(esteem) という語の用法についてひとつ断っておきたい。ペティット自身が述べているように、「評価」という語は、肯定的評価だけを指す場合もあれば、肯定的・否定的両方の評価を包括して示すという中立的な意味で使われる場合もある (Pettit and Brennan 2004: 15-16)。例えば、「評価という態度」という場合の「評価」は、後者の用法で使われている。他方で、本稿では「(他者の) 評価に対する欲求」という表現を頻用しているが、これは「他者からの善い評価 (esteem) を求め、悪い評価 (disesteem) を避けようとする欲求」を指しているものとして理解してもらいたい。

7 これら2つの理由は、評価を欲する道具的な (instrumental) 理由である。ペティットは、評価を欲する本質的な (intrinsic) 理由についても若干の考察を行っているが (Pettit and Brennan 2004: 29-31)、それが十分に展開されているとは言い難い。

8 欲求が行為に対して及ぼす能動的統制および仮想的統制という考えについては、Pettit (2001), Ch. 2 を参照。

9 順応主義的態度が望ましくないとペティットが見てい

ることは、共和政体を下支えする文化のあり方を論じた Pettit (2003) からも明瞭である。

- 10 ガットマンとカランのシティズンシップ教育の構想については、井之口 (2010) にて検討を行った。
- 11 現代の多元的ナリベラル・デモクラシー社会における共通学校教育としてのシティズンシップ教育が直面する困難と課題については、McDonough and Feinberg (2003) を参照。また、井之口 (2012) では、アメリカ合衆国の公的バウチャー制度をめぐる論争というコンテキストにおいて、この主題を扱った。

参考文献

- Callan, Eamonn (1999) *Creating Citizens: Political Education and Liberal Democracy*, Oxford: Oxford University Press.
- (2004) 'Citizenship and Education', *Annual Review of Political Science*, Vol. 7.
- Costa, M. Victoria (2009) 'Neo-republicanism, Freedom as Non-domination, and citizen virtue', *Politics, Philosophy & Economics*, Vol. 8, No. 4, pp. 401-19.
- Gutmann, Amy (1993) 'Democracy & Democratic Education', *Studies in Philosophy and Education*, Vol. 12.
- (1995) 'Civic Education and Social Diversity', *Ethics*, Vol. 105, No. 3, pp. 557-79.
- (1999) *Democratic Education: with a New Preface and Epilogue*, Princeton: Princeton University Press.
- Honohan, Iseult (2002) *Civic Republicanism*, New York and London: Routledge.
- Laborde, Cécile and Maynor, John (eds.) (2008) *Republicanism and Political Theory*, Malden, MA: Blackwell.
- McDonough, Kevin and Feinberg, Walter (eds.) (2003) *Citizenship and Education in Liberal-Democratic Societies: Teaching for Cosmopolitan Values and Collective Identities*, Oxford: Oxford University Press.
- Macedo, Stephen (2000) *Diversity and Distrust: Civic Education in a Multicultural Democracy*, Cambridge: Harvard University Press.
- Martí, José Luis and Pettit, Philip (2010) *A Political Philosophy in Public Life: Civic Republicanism in Zapatero's Spain*, Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Maynor, John W. (2003) *Republicanism in the Modern World*, Cambridge: Polity.
- Pettit, Philip (1994) 'Enfranchising Silence: An Argument for Freedom of Speech', in Campbell, Tom and Sadurski, Wojciech (eds.) *Freedom of Communication*, Aldershot: Dartmouth, pp. 45-56.
- (1998) 'Republican Theory and Political Trust' in Levi, Margaret and Valerie Braithwaite (eds.) *Trust and Governance*, New York: Russell Sage Foundation, pp. 295-314.
- (1999) *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford: Clarendon Press.
- (2001) *A Theory of Freedom: From the Psychology to the Politics of Agency*, Oxford: Polity.
- (2003) 'Culture in the Constitution of a Republic', *The Republic* (Dublin), Vol. 3, pp. 7-26.
- (2008) 'Value-mistaken and Virtue-mistaken Norms', in Kühnelt, Jörg (ed.) *Political Legitimization without Morality?*, Springer, 2008, pp. 139-56.
- Pettit, Philip and Brennan, Geoffrey (2004) *The Economy of Esteem: An Essay on Civil and Political Society*, Oxford: Oxford University Press.
- 井之口智亮 (2010) 「政治的討議のためのシティズンシップ教育——個人の自律と他者への共感という概念を軸として——」, 『早稲田政治公法研究』, 第 94 号, 13-25 頁。
- (2012) 「多元的社会における学校選択とシティズンシップ教育——アメリカ合衆国における公的バウチャー制度をめぐる論争を手がかりに——」, 『早稲田政治公法研究』, 第 99 号, 17-31 頁。
- 小田川大典 (2005) 「共和主義と自由——スキナー、ベティット、あるいはマジノ線メンタリティー——」, 『岡山大学法学会雑誌』, 第 54 巻第 4 号, 665-707 頁。
- ウイル・キムリッカ (2005) 『新版 現代政治理論』(千葉真・岡崎晴輝訳者代表) 日本経済評論社。
- 田中秀夫・山脇直司編 (2006) 『共和主義の思想空間——シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会。
- 平井亮輔 (2004) 「シビリティと語りの正義」, 田中成明編『現代法の展望——自己決定の諸相』有斐閣。
- 松原隆一郎・佐伯啓思編著 (2007) 『共和主義ルネサンス——現代西欧思想の変貌』NTT 出版。
- 谷澤正嗣 (2012) 「デモクラシーにおける合意と抗争——現代共和主義の視点から——」, 齋藤純一・田村哲樹編『アクセス デモクラシー論』日本経済評論社。
- 山岡龍一 (2003) 「政治的自由」, 押村高・添谷志編『アクセス 政治哲学』日本経済評論社。

井之口 智亮 (いのくち ともあき, 1984年生)

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 政治思想学会, 社会思想史学会, 早稲田政治経済学会

研究分野 政治理論

主要著作 「政治的討議のためのシティズンシップ教育—個人の自律と他者への共感という概念を軸として—」『早稲田政治公法研究』第94号, 2010年, 13-25頁。

「多元的社会における学校選択とシティズンシップ教育——アメリカ合衆国における公的バウチャー制度をめぐる論争を手がかりに——」『早稲田政治公法研究』第99号, 2012年, 17-31頁。